

令和5年度事業報告

I はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、石川県や北陸地方の広範囲に火災や建物等の倒壊が多数発生する被害がおきました。この災害により犠牲となられた方々に心より哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。今後、被災地での巡回相談に対応すべく随時相談員を派遣していく予定であります。

令和6年4月1日施行の民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）（以下「本法律」という）の改正の背景には、東日本大震災後、被災者救済のための仮設住宅の建設や復興事業の際に、相続登記の未了や所有者不明となっている不動産の確認作業に多くの時間を費やしたため、被災者への支援が遅れたことにあります。いわゆる所有者不明土地問題の解消にあたっては、相続登記の申請義務化だけではなく、私たち司法書士が不動産登記に関する専門家として、所有者不明土地の発生予防の観点から、遺言や信託をはじめとする生前の財産承継に関する支援、相続発生後の相続登記の代理はもちろん、遺産分割協議の支援、相続放棄、遺言執行、遺産承継業務、所有者不明土地・建物管理人や、管理不全土地・建物管理人、相続財産清算人への就任、相続した不動産の国庫帰属への支援、紛争が顕在化していない相続人間の合意形成支援などの業務を通じて、本問題の解決に積極的に取り組むことが必要と考えています。

相続登記申請義務化の周知を兼ねて実施した、「全国一斉「遺言・相続」相談会」においては、全国の司法書士会に4,244件もの相談が寄せられ、国民の関心の高さがうかがえる結果となりました。岐阜県司法書士会でも「相続登記相談センター」において月1回、第2日曜日に電話相談を実施しており、電話相談や面談相談のほか、Web会議システムやSNS等を利用した相談体制へ拡充することにより、市民の利便性やアクセスの向上に向けて検討していますので、今後も会員の皆様のより積極的な会務への関わりや協力をお願いする次第であります。

公益社団法人商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会（「在り方研究会」）」において報告書が公表され、「本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度の導入」に関して長時間論議がなされており、今後はより利用しやすく、本人の意思や希望に沿った制度に向けて、見直しの議論が進んでいくものと思われま。

令和5年度の事業執行を通じて、国民の権利を擁護し自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする司法書士としての職責を果たしていくため、市民への法的サービスの提供事業、財産管理人制度や成年後見制度の利用促進、相続登記促進など

の相談事業の充実により、時代の流れに応じた活動ができたものと考えております。
総括は以上ですが、各重点事業に関する具体的報告は以下のとおりであります。

II 事業目標を達成するための重点項目

令和5年度は、次の4つの重点項目に基づいて各種の重点事業に取り組んだ。

- 1 空き家、所有者不明土地問題への対応
- 2 相談事業の見直しと充実化
- 3 持続可能な組織及び会館運営への改革
- 4 時事の変化に伴う司法書士業務への対応

III 重点事業

1 空き家、所有者不明土地問題への対応

(1) 相続登記義務化への対応

- ・会員に対して適宜情報を提供した。
- ・新聞、HP等を通じて市民に対する広報活動を行った。

(2) 新たな財産管理人制度に対する対応

- ・会員に対して適宜情報を提供した。

(3) 地方自治体、法務局及び関連機関との連携

- ・地方自治体及び法務局からの依頼に応じて相談員を派遣した。
- ・地方自治体における各種委員会、協議会への委員推薦に対応した。

2 相談事業の見直しと充実化

(1) 司法書士総合相談センター及び相続登記相談センターの活用方法の検討とその運用

- ・電話相談、面談相談、Web相談について予約方法、相談方法の検討を行った。
- ・司法書士総合相談センターの設置規則、運営規程について検討し、改正及び新設を行った。
- ・「相続登記相談センター」を運営し、相続専用ダイヤルを設け第2日曜日に電話相談事業を実施した。
- ・「全国一斉『遺言・相続』相談会」を令和6年2月17日(土)に各支部で開催した。

3 持続可能な組織及び会館運営への改革

(1) 司法書士会館の在り方についての検討

- ・「会館建設検討PT(仮称)」を組成し、会員に対する選択肢及び財務状況の検討等司法書士会館の今後の在り方について検討を行った。

(2) 組織改革の検討

- ・上記(1)に関して持続可能な組織運営のための財務状況の検討を行った。

(3) 研修会及び会議等体制の検討

- ・集合研修を1回、Zoomを利用した配信研修を4回、ハイブリッド研修を1回の計6回実施し、12単位取得会員の増加を図った。
- ・効率的な会議の運営を図るため、引き続き一部Zoomによる会議の運営及び遠隔会議が効率化するための検討を行った。

(4) 会員間交流事業の検討と運用

4 時事の変化に伴う司法書士業務への対応

(1) 裁判手続のIT化をはじめとしたIT、DXなどのデジタル化に対応する事業への対応

- ・法制審議会民事訴訟法（IT化関係）日司連バックアップ会議に参加した。
- ・裁判のIT化に関する研修会等の情報を会員に提供した。

(3) 不動産登記法の改正への対応

- ・会員に対して適宜情報を提供した。

(3) 商業・法人登記法の改正への対応

- ・会員に対して適宜情報を提供した。

IV 継続事業

1 市民への法的サービスの提供事業

(1) 法教育活動の充実

- ・高校生を対象とした、いわゆる「学校へ行こう」事業を継続し、県下13校において講座を実施した。
- ・岐阜県と連携して法律の専門家による消費生活出前講座を県下5校において実施した。

2 司法書士業務を充実する事業

(1) 財産管理業務等への取組みの強化

- ・財産管理人制度推進委員会において財産管理人被推薦者名簿登載希望者の募集をし、財産管理人名簿の作成、管理、有効活用について検討した。
- ・財産管理人制度に関するパンフレットを会員及び関連団体に配布した。

(2) 成年後見制度利用促進計画への対応

- ・（公社）成年後見センター・リーガルサポート岐阜県支部と協力し、成年後見制度利用促進協議会等へ市町からの推薦依頼に対し会員を推薦した。

3 権利擁護事業

(1) ギャンブル・薬物等依存症の問題と新たな多重債務問題への対応

- ・岐阜県の多重債務無料相談へ相談員を派遣した。
- ・岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画に参画した。
- ・「消費者問題懇談会」等に参加し情報交換、情報提供の機会を設けた。